

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
意見項目	施設整備及び物品の購入等について
意見事項	建築の改築工事について（取得価格の算定方法について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 （概要）	「新地方公会計制度」では、通常の実業会計と同様、直接の付随費用である「測量委託費」、「実施設計委託費」及び「工事監理委託費」なども取得価格に含めることを要求しているため、そのような按分計算の際に按分対象として含める必要があるものである。
対応内容	平成28年4月の新地方公会計制度の導入に伴い、「測量委託費」、「実施設計委託費」及び「工事監理委託費」については按分対象として含めて計上を行った。
措置時期	平成28年4月1日
所管部課	学校教育部施設管理課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
意見項目	施設整備及び物品の購入等について
意見事項	建築の改築工事について（建物附属設備の区分把握について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 （概要）	公有財産台帳であっても、本来建物附属設備を建物本体と区分して取得価格を把握し、台帳に区分掲載することが望ましい会計処理であったものと考えられる。
対応内容	平成28年4月の新地方公会計制度の導入に伴い、建物本体と建物附属設備とは区分して取得価格を把握し、固定資産台帳に区分して掲載を行った。
措置時期	平成28年4月1日
所管部課	学校教育部施設管理課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
意見項目	施設整備及び物品の購入等について
意見事項	建築の改築工事について（大規模修繕について）
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 （概要）	<p>①大規模修繕のように資産価値が付与されたものなど資本的な支出については、公有財産台帳に記載し、工事により除却した部分は、既存の取得価格から控除する形式で記帳がなされることがより正確な台帳管理であるものとする。</p> <p>②このような建物附属設備の区分把握と関連した大規模修繕の計画的な実施のためには、建物営繕台帳のような台帳が整備され意思決定の客観的な財務データとして活用されるべきである。</p>
対応内容	平成28年4月の新地方公会計制度の導入に伴い、資本的支出については資産として固定資産台帳に計上を行っている。工事により除却した部分については、既存の取得価格から控除するよう整理した。固定資産台帳は、資産の老朽化等の分析に活用する性質があるため、建物営繕台帳に準じるものと考えられる。
措置時期	平成28年4月1日
所管部課	学校教育部施設管理課

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
意見項目	施設整備及び物品の購入等について
意見事項	工作物の管理について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 （概要）	<p>重要な工作物については、可能な限り整備工事実施時点の契約書等に基づき、取得価格を求める努力を行い、それでも不明の場合は、再調達価額を算定することで、金額を算定することが望まれる。また、紙ベースの台帳管理から財務会計システムの台帳様式への移行を計画的に行うことが望まれる。</p>
対応内容	<p>学校施設の工作物については、紙ベースのデータを基に、学校に照会し、職員が現地確認して新公会計制度の導入時に計上したが、取得価格が不明なものについては再調達価格で計上し、そのうち法定耐用年数が経過したものについては、1円で計上している。</p>
措置時期	平成28年4月1日
所管部課	学校教育部施設管理課

平成20年度

監査テーマ	学校教育部に係る事務の執行等について
監査項目	児童・生徒及び保護者の満足度の視点との関連事業
意見項目	施設整備及び物品の購入等について
意見事項	「新地方公会計制度」導入のための資産調査について
区 分	<input type="checkbox"/> 指 摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意 見
意見内容 (概要)	正規職員による調査が経済性・効率性の面で選択できない場合は、民間の非営利団体が提供するより専門的で経済性・効率性の高いサービスを活用することも考慮に値するものと考えられる。
対応内容	新公会計導入にあたって、事前に資産調査があったが、台帳上で確認できない工作物等について、正規職員で手分けして学校に行き、調査を実施した。
措置時期	平成27年11月
所管部課	学校教育部施設管理課

平成24年度

監査テーマ	消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
監査項目	第4. 消費者の生活安全対策等事業に関する事務の執行について
意見項目	3. 交通災害共済事業について
意見事項	【意見】 制度への意見について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>「ちょこっと共済」の加入者獲得のための活動は非常に重要であり、八王子市は、広報はちおうじやホームページでの情報公開、加入キャンペーンやポスター等による広告活動などを積極的に行っているが、依然として加入者数及び加入率は減少傾向にある。</p> <p>東京市町村総合事務組合の財政運営に大きな影響を及ぼし、「ちょこっと共済」の制度運営が行えなくなるような危機的状況を迎える前に、市は、東京市町村総合事務組合に対し、制度継続の可否も含めて積極的な意見を述べることを望まれる。</p>
対応内容	<p>本制度は、都内全市町村が共同で実施しており、運営をしている東京市町村総合事務組合は、定期的に検討委員会を設置して見直しを図っている。</p> <p>平成28年度に検討委員会が設置され、今後の事業運営のあり方について検討されることとなった。検討の基礎資料として、制度のあり方について各市町村の意向を確認する調査依頼が平成28年6月1日付であった。高齢者や低所得者のニーズがあることや、加入者数の増加を目指すために複数年加入や口座引き落としによる継続加入制度の導入など、組合に対し、制度継続について市としての具体的な意見を回答した。</p>
措置時期	平成28年6月17日
所管部課	市民部市民生活課

平成25年度

監査テーマ	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について
監査項目	第4. 文化の保存・継承事業に関する事務の執行について
意見項目	1. 生涯学習スポーツ部文化財課 (5) 文化財関連施設維持管理事業について ②市史跡中田遺跡公園維持管理事業について
意見事項	【意見】 中田遺跡の老朽化について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>中田遺跡を視察したところ、管理棟と遺跡案内の看板が老朽化している。特に遺跡案内の看板は利用者への公開や近隣住民の安全性の確保等の観点から取り替えが必要と考えられる。</p> <p>また、委託業者の監視のもと、希望者には復元住居内の見学も行われているが、住居の老朽化も進んでおり、倒壊のリスクがある。この点について、文化財保護審議会で、中田遺跡公園の改修計画について議論されている。そこでは近隣住民との話し合いやコスト面の観点から結論はまだ出ていないが、今後も継続した議論と修繕計画案の具体的な策定が望まれる。</p>
対応内容	<p>老朽化した案内看板については、平成25年度に東京都が公園整備の一部として、平成26年1月31日に取り替えを行った。</p> <p>復元住居については、平成25年度第3回文化財保護審議会での検討、同年度第4回会議での現地視察を経て、平成26年度第4回会議において、中田遺跡復元家屋等の解体、遺構表示等の整備及び条例の廃止を行うことを事務局より報告し、了解を得た。</p> <p>そこで、平成27年4月1日付で「八王子市中田遺跡条例」及び「八王子市中田遺跡条例施行規則」を廃止し、7月10日に復元住居の解体工事を完了した。平成28年2月29日に、解体後の復元住居跡への遺構表示等整備工事及び管理棟と倉庫の解体工事が完了した。</p>
措置時期	平成28年2月29日
所管部課	生涯学習スポーツ部文化財課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. 公募によらない選定について
意見項目	(1) コミュニティ関連施設等
意見事項	【意見】 (1) コミュニティ関連施設等
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	指定管理者制度を導入することは、当該施設にとって最もふさわしい管理者を選定し、市民サービスの向上と経費の節減を目的とするものとする。管理者の選定に当たっては、原則として競争原理を働かせることがふさわしいと考えるが、競争になじまない施設があることも理解できる。従って、コミュニティ関連施設等のように公募によらない施設として、個別に判断していくことが必要な施設については、より一層、市民に対し十分な説明責任を果たす必要があると考える。
対応内容	平成27年8月に「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針その2」を改定し、「外郭団体に補助金を交付して推進する公益事業の活動拠点として必要な施設」を公募によらない選定施設に加えるなど、該当条件を整理した。 また、平成28年3月に策定した「八王子市指定管理者制度ガイドライン」において、選定理由の公表内容について以下のとおり規定し、統一を図った。 ・公募によらず指定管理者を選定する場合は、その必要性と効果・効率性を検証した上で、「特命とする理由」について公表すること ・選定理由については、市の管理運営方針との整合性や、要求水準（評価項目）に対する評価、評価会議の結果を踏まえた市の評価などを含め、候補者となる団体の優れていた点を具体的に記載すること
措置時期	平成28年3月
所管部課	行財政改革部行革推進課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. 公募によらない選定について
意見項目	(2) 更新制度
意見事項	【意見】 (2) 更新制度
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	更新制度対象施設は指定管理者が優良事業者である場合に更新することになる。そのような制度は、新規に参入する可能性のある事業者を市が知りうる機会を逸してしまう要因ともなりかねない。 しかしながら、指定管理者として、優良事業者の認定を受けるということは大いなるインセンティブになると考えられ、市が想定する以上の事業遂行も期待される。このような優良事業者を更新させるという判断を行うことは選定時の評価よりも一層重要なものとする。そのための所定の手続きは構築されているものと思えるが、さらに深度ある評価及び市民に対する説明責任を果たすために努力を惜しまないことが望まれる。
対応内容	平成28年3月の「八王子市指定管理者制度ガイドライン」の策定にあたり、更新制度運用にあたっての考え方（適用目的・意義）を整理し明示した。また、更新の条件である「次期施設運営の条件等について合意していること」、「当該指定管理者の管理運営状況が優良であること」についての判断基準（確認項目）や、更新理由の公表について規定し、運用の統一を図った。
措置時期	平成28年3月
所管部課	行財政改革部行革推進課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 募集における施設単位について
意見項目	3. 募集における施設単位について
意見事項	【意見】 3. 募集における施設単位について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>公の施設に対する管理運営は、全庁的に検討していく必要がある。従って、例え担当所管が異なることがあっても、グループ化の観点から検討することが有効な施設も存在するのではないかと考える。例えば、恩方農村環境改善センターと恩方老人憩の家などは地域的には隣接しており、地域住民の集会の場として提供されている。当初の施設の設置目的と当然異なっているが現状の利用状況では著しい差異はないと思われる。指定管理者制度の採用を前提とするならば、グループ化の検討に値するのではないだろうか。</p> <p>このように、指定管理者制度を導入している施設を効果・効率的に管理運営する方法を検討することが必要と考える。</p>
対応内容	<p>平成28年度の恩方老人憩の家の指定管理者選定にあたり、所管課においてグループ化による効果及び課題の検討を行ったところ、同一の指定管理者では施設目的を果たすきめ細かな運営が不可能であると判断したため、恩方農村環境改善センター及び恩方老人憩の家とのグループ化は行わないこととした。</p> <p>なお、平成28年3月に「八王子市指定管理者制度ガイドライン」を策定し、施設の設置目的や性格等を踏まえ、募集の際最も効果・効率的な施設単位とすることを明記し、グループ化する場合は、その効果を市民等に説明できるよう考え方や基準を明らかにした。</p>
措置時期	平成28年5月6日
所管部課	行財政改革部行革推進課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 指定管理者制度に対するモニタリングについて
意見項目	(1) 担当所管部のモニタリング
意見事項	【意見】 ③利用者満足度調査に関する開示
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>利用者満足度調査の目的は、利用者のニーズ等を把握し、その分析結果をもとに市民サービスの向上と経営の効率化を目指すことにある。現状開示されている情報は、全体的な評価を数値基準で示しているだけにとどまっているため、利用者満足度調査結果に基づいた改善事例を示すなど、わかりやすい情報発信に努めることで市民との連携をさらに深めていく必要があると考える。</p>
対応内容	<p>利用者満足度調査の数値結果に加え、「利用者満足度調査結果に基づいた改善事例及び対応の方向性」を全施設において公表することとし、以下の文書の該当箇所に追加し、運用の統一を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八王子市指定管理者制度ガイドライン ・ガイドライン資料編 ・ホームページ掲載方法（モニタリング結果） ・利用者満足度調査ガイドライン
措置時期	平成28年5月6日
所管部課	行財政改革部行革推進課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	7. 行財政改革部行革推進課の役割について
意見項目	7. 行財政改革部行革推進課の役割について
意見事項	【意見】 7. 行財政改革部行革推進課の役割について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>多数の公の施設を保有している市にとって、それら施設の効率的な管理運営は健全財政の確保のためには重要なことである。</p> <p>指定管理者に関しての導入から最終評価までは担当所管の判断に委ねられている。従って、担当所管は指定管理者制度を推進していくために中心的役割を担うものである。</p> <p>また、第8次行財政改革推進計画の中で、行革推進課は指定管理者制度の見直しのとりまとめ部署として位置付けられている。</p> <p>指定管理者制度の基本方針策定から約10年が経過した現在、施設の設置目的をより効果的に達成するために施設管理運営のあり方を検証していくことが必要であり、とりまとめ部署である行革推進課と各担当所管が連携し、指定管理者制度の導入効果をより高めることを目指していくべきである。</p>
対応内容	<p>指定管理者制度の適切な運用に繋げていくため、指定管理者の選定方法やモニタリング手法の見直しを行った。また、これまで統一的な考え方がなく、所管ごとに取扱いが異なっていた事項について整理し、基本的（統一的）な考え方及び標準的な取扱いを示す「八王子市指定管理者制度ガイドライン」を平成28年3月に策定した。</p>
措置時期	平成28年3月
所管部課	行財政改革部行革推進課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園（公園課）】
意見項目	(3) 選定の過程
意見事項	【意見5】 業務の引継ぎについて
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>新指定管理者については、旧指定管理者の指定管理期間満了後に、基本協定及び年度協定を締結することから、それまでの間は議会の指定を受けているものの、詳細な業務内容が決まっていない。そのため、新指定管理者は、協定締結直後の作業に対する準備が不十分となることがある。</p> <p>新指定管理者が引継ぎ期間において、蓋然性が高まった段階で市と委託契約を締結し、業務内容を明確にするなど、現状の引継ぎ体制の不備を改善することが望まれる。</p>
対応内容	<p>平成28年3月策定の「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に基づき、予算に基づいた選定を行うため、選定年度に債務負担行為予算を設定するよう変更した。このことにより、基本協定の締結は、債務負担行為予算の設定年度（選定が行われた年度）に行い、指定期間に先立ち協定締結が可能となったため、引継ぎ体制の不備は改善した。</p>
措置時期	平成28年3月
所管部課	まちなみ整備部公園課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	1. まちなみ整備部【北部地区公園、東部地区公園、南西部地区公園、戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園（公園課）】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	【意見7】遊具点検について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>遊具点検については、指定管理者による日常点検と専門業者による年1回の点検が行われている。専門業者による年1回の点検では、遊具についての劣化診断が行われ、補修及び塗装についてのランク付けがされるため、指定管理者は対処が必要なものが明確となっている。</p> <p>平成24年度に至急対処すべきとされたものがあつたが、平成25年度においても同じ判定結果となっていた。担当所管課によれば、点検及び修繕の時期、複合遊具のためにこのような結果となっているとの事であった。</p> <p>指定管理者は、限られた指定管理料の中で対応しなければならないが、利用者の安全確保が第一義的である。至急対処すべき遊具があるのであれば、募集要項及び年度協定に従い、指定管理者は市と協議を行い、適正な請求を行ったうえで、迅速な対応をすべきである。</p>
対応内容	<p>指定管理者は、遊具点検の結果D判定（至急対処が必要）だったものについては、遊具等保守点検委託共通仕様書に基づき、使用中止措置や注意喚起を行った上で撤去もしくは修繕等の対応を行っている。</p> <p>D判定を受けた遊具全体のその後の状態については、事業報告書で記載必須事項とするとともに、モニタリング時に確認することでチェック・指導體制を強化した。</p>
措置時期	平成27年12月
所管部課	まちなみ整備部公園課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4. 福祉部【恩方老人憩の家（高齢者いきいき課）】
意見項目	(2) 指定管理者の概要
意見事項	【意見2】光熱水費の把握について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>老人憩の家は恩方事務所2階に設置されている。電気、上下水道、ガスの支出は恩方事務所を所管する市民部にて行われている。</p> <p>これら支出のうち、老人憩の家で使用され負担すべき金額について、所管課及び指定管理者は把握していない。</p> <p>施設管理としても重要な光熱水費について、市民部側に一任するのではなく、指定管理者が適切に管理する必要があり、所管課も使用量や支出金額をモニタリングし、必要があれば指導することが望まれる。</p> <p>施設の効果・効率的な運営を目指すため、可能な範囲でも光熱水費の把握に関する方法を検討する必要がある。</p>
対応内容	<p>恩方事務所と利用人数が類似しており、また、恩方事務所と同様市民集会所を併設した他事務所の光熱水費データを収集し、恩方事務所（1階部分）における利用分を推算したことにより、恩方老人憩の家の使用量を概算で把握した。</p> <p>また、管財課で管理しているエネルギー使用量について、毎月の使用量を所管課及び指定管理者で把握し、前年度同時期及び前月分等と比較して、増減理由をモニタリング時にヒアリングを行い、節電・節水に努めるよう指導している。</p>
措置時期	平成28年6月27日
所管部課	福祉部高齢者いきいき課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4. 福祉部【恩方老人憩の家（高齢者いきいき課）】
意見項目	(2) 選定の過程
意見事項	【意見3】重点的な評価項目の設定について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	恩方老人憩の家について指定管理者を選定するに当たり、どの点を重視して運営すべきか、または留意すべき事項は何か、を明確に定めたいうえで評価項目に軽重を設ける必要がある。この結果、所管課がどの点を重視しているのか明確になり、評価会議参加者の評価の目安となるため、より有益な意見聴取が行いやすくなる。
対応内容	恩方老人憩の家の設置目的は、高齢者に教養の向上及びレクリエーション等のための場を供与し、もって高齢者福祉の増進を図ることである。平成28年4月22日付決裁「八王子市恩方老人憩の家の運営方針について（決定）」において、高齢者人口や利用者数が増加していることから、高齢者の憩いの場として地域住民に親しまれ、娯楽や活動の拠点として、現行どおりの施設運営を継続することを決定した。 恩方老人憩の家における事業の中核として、講座の提供を位置付けていることから、平成28年度に恩方老人憩の家における指定管理者候補者の選定を行う際には、行革推進課の定める「八王子市指定管理者制度ガイドライン」に定められている配点割合に基づきながら、評価項目において「市民にとって、魅力ある講座の提案がされていること」を設定した。
措置時期	平成28年5月31日
所管部課	福祉部高齢者いきいき課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	4. 福祉部【恩方老人憩の家（高齢者いきいき課）】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	【意見4】恩方老人憩の家の運営について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	恩方老人憩の家について、サービスの提供や総合的な経費を踏まえると、指定管理者制度が最適な運営方法かどうか再度検討する必要がある。市が直接管理することも一つの案として検討されたい。
対応内容	平成28年5月6日付決裁「八王子市恩方老人憩の家指定管理者選定方針について（意思決定）」において、過去における指定管理者制度の導入効果の検証を行ったところ、以下の点において、直営で管理を行うよりも指定管理者制度を継続するメリットが大きいとの判断に至ったため、今期以降も指定管理者制度を継続して活用することとした。 ・市民サービスの向上について 直近10年間の利用者数の推移を見ると、基本的に年々増加となっていること。その理由として、指定管理業務としての生きがいくりの教室のほか、指定管理者の自主事業として、講座や文化祭、バザー等の開催や広報活動が利用者増加につながっていること。 ・経費の節減について 直営で行った場合と、指定管理者により管理を行った場合との経費比較を行った際、効果が見込めること。
措置時期	平成28年5月6日
所管部課	福祉部高齢者いきいき課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 子ども家庭部【学童保育所（児童青少年課）】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	【意見2】 指導員の交代に係る基本協定書の規定設定について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>年度途中の指導員交代を事前に極力防ぐ対応をする意味では、基本協定書において、（本当に止むを得ない場合を除き）原則として年度途中の指導員の変更は禁止する旨の条項を設けた方が望ましいと思われる。指定管理者制度の関連文書のなかで最も優先度の高い基本協定書内にその旨を明示することにより、指定管理者の指導員の継続に係る意識がより一層高められることも期待できる。</p> <p>今後においては、基本協定書の改定時に当該趣旨の条項を追加する等の対応が望まれる。</p>
対応内容	<p>「保育の継続性」を担保するため、全施設の業務仕様書において、年度途中の配置変更を極力行わないこと、またやむを得ず配置変更が必要となる場合には十分な配慮をするよう明記し、全指定管理者に指導を行った。</p> <p>上記の対応に加え、今後、基本協定書の改定時には職員変更に関する規定を設けることとした。平成27年度から基本協定書を締結した施設において、「年度事業計画書」の項目に「保育の継続性を担保するため、乙は、原則として年度途中で常勤職員の変更を含む人員配置計画の変更は行わないものとする。また、甲は、乙から人員配置計画の変更協議があった場合は、職員の病気等相当の理由がある場合を除きこれを認めない。」と明記した。</p>
措置時期	平成27年4月1日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 子ども家庭部【学童保育所（児童青少年課）】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	【意見3】 差額説明欄への記載の運用状況の確保について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>指定管理料支出報告、人件費精算表、物件費支出報告書には、協定額と実績額の差額説明欄が設けられている。実際の運用状況を見る限り、指定管理者から十分な差額説明がなされているとは言い難い状況が見受けられた。</p> <p>今後の運用にあたっては、当該説明欄に有用な情報を記載してもらえようように改善していく必要があると思われる。例えば、協定額と実績額との差額が一定金額以上の場合は、説明欄にその理由や今後の見込み等について記載を義務付けるような対応が考えられる。</p>
対応内容	<p>平成26年度の実績報告書提出に当たり、差額説明欄への詳細な説明記入を行うよう、全指定管理者に通知した。</p> <p>事業者により協定規模（金額）が異なるので、提案内容のような「一定金額以上の場合」の記載の義務付けは見送ったが、事業者から実績報告書が提出される際には全指定管理者に対して内容についてのヒアリングを行っているため、記載が不十分な場合にはその場で十分な差額説明を求め、確認を実施した。</p>
措置時期	平成27年5月30日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 子ども家庭部【学童保育所（児童青少年課）】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	【意見6】保護者満足度調査の回収率の改善について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>調査回収率が低い学童保育所が散見される。一定の回収率の確保があつて初めて調査結果の十分性・信頼性が確かめられるため、調査回収率の向上は意識的に行っていく必要がある。</p> <p>少なくとも、一定の回収率を下回る学童保育所については、その理由や今後の改善案についても文書にて報告させる仕組みを構築することが望まれる。</p>
対応内容	<p>平成26年10月29日付で平成26年度保護者満足度調査の実施について通知し、その際に「回収率の向上に努めること」、「現在の方法で期待できない場合は具体的な策を講じ回収率を上げること」を全指定管理者に指示した。また、調査実施期間中には、さらにメールで上記についての指示を徹底した。</p> <p>その結果、全体の回収率は平成25年度平均76%から、平成26年度平均で83%と改善し、回収率が一番低い指定管理者でも概ね7割の回収率を確保した。</p> <p>今後も、全指定管理者に対して通知や指示を徹底し、回収率の向上に努めていく。</p>
措置時期	平成27年2月1日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	6. 子ども家庭部【学童保育所（児童青少年課）】
意見項目	(4) モニタリングの状況
意見事項	【意見7】外部専門家が行う経理状況調査の有効活用について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>指定管理者の経理業務に対するチェック・検討には専門的な知識が必要であり、当該調査業務は非常に有益なものであると思われ、このような市としての取組みは一定の評価に値するものと思われる。</p> <p>今後においても、可能な限り多くの学童保育所に対し、費用対効果などを考慮しながらローテーションにより経理状況調査を行い、極力広い範囲で有効活用することを検討することが望まれる。</p>
対応内容	<p>平成27年度は、自主学童クラブからNP0法人に移行し、指定管理業務を受託している4法人4施設、平成28年度は5法人5施設に拡大し実施した。今後全ての指定管理者へ実施するため、ローテーションにより行っている。</p>
措置時期	平成28年11月30日
所管部課	子ども家庭部児童青少年課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	2. 産業振興部【農村環境改善センター（農林課）】
意見項目	(1) 今後の施設のあり方について
意見事項	【意見2】市民の利用機会の均等性の確保について (2)
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>② 市民の利用機会の公平性の確保について 利用方法等について、市のホームページにおいて、利用時間・休館日・申し込み（方法）・所在地等が記載されているが、施設の内容や利用料金については記載されていない。また、各センターの窓口では、利用料金や申し込み方法等の掲示はされていない。まずは、利用条件・申し込み方法等を十分に周知する必要がある。</p> <p>また、利用者の決定方法については申込受付順ということであるが、著しく有利な条件で施設を貸し出す場合には、特に全市民が公平に利用機会を得ることができる方法の導入を検討すべきである。</p>
対応内容	<p>農村環境改善センターのホームページで、利用料金や施設概要に関する説明を追記した。また、センターの窓口には、利用方法や料金について張り紙を行った。</p> <p>利用者の決定方法については、当該施設が無料施設であるため、電話やネットでの受付は安易なキャンセルが懸念される。市民センターとは異なり利用対象者を「市内に居住する農業者及び地域住民」としている点で現在の予約方法が妥当と考え、申込受付順という形式を維持していく。</p>
措置時期	平成28年6月24日
所管部課	産業振興部農林課

平成26年度

監査テーマ	指定管理者制度に関する事業の事務の執行について
監査項目	3. 福祉部【高齢者在宅サービスセンター（高齢者いきいき課）】
意見項目	(2) 指定管理者選定段階での条件について
意見事項	【意見3】 第三者による評価制度の実施状況について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	<p>第三者による評価とは、東京都福祉サービス第三者評価（以下、「福祉サービス第三者評価」という）もしくは利害関係のない独立した者による評価手段（以下、「第三者評価」という）のこと（以下、両評価を「評価等」という）であり、この評価等の実施時期については、応募時及び更新時とされている。</p> <p>一方、平成20年度以降の募集要項では、「自己評価及び外部評価（福祉サービス第三者評価）を年1回以上実施・受審し、結果報告書を提出すること。」と記載されている。この点について、直近の指定管理期間における福祉サービス第三者評価の受審状況は以下のとおりである。中野では、毎年「福祉サービス第三者評価」を受審しており、募集要項に適切に準拠している。しかし、やまゆり及び石川では年1回以上の「福祉サービス第三者評価」を受審しているが、利用者調査のみであり、「管理運営」状況の調査である事業評価を受審していない。また、長房及び長沼に至っては、福祉サービス第三者評価を受審していない年もあった。</p> <p>基本方針等においては応募時及び更新時における受審義務以外に定めがなく、指定管理期間内での受審時期及び評価方法を示しているのは、平成21年度における募集要項のみである。従って、今後、評価等の方法及び受審時期について基本協定書等により定めることが望まれる。</p>
対応内容	<p>平成28年度から指定管理期間が更新となった高齢者在宅サービスセンター長沼と石川については、第三者評価の実施時期を明記したうえで基本協定を締結した。指定期間中である中野及び長房の2施設においては、基本協定の変更協議を行い、実施時期を明記した。</p> <p>いずれも実施時期は指定期間の2年目と4年目とし、「八王子市指定管理者制度ガイドライン」における、更新制度対象施設は、更新前年度に福祉サービス第三者評価の事業評価及び利用評価の両方を受審するとの規定に準拠している。</p>
措置時期	平成28年4月1日
所管部課	福祉部高齢者いきいき課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第4 市民又は第三者の義務ないし負担に係る事項を規律する場合の定めと業務執行について
意見項目	八王子市汚染土壌処理施設の周辺環境への配慮の手続に関する要綱
意見事項	対象要綱第4条及び第6条の規定について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	当該要綱では、汚染土壌処理業者に対し、第4条で事業の許可申請を行う前、第6条で処理施設の変更許可申請を行う前に生活環境保全計画を作成して市長の確認を受けるものとする、と規定している。しかし、当該規定は上位法での義務付けはなく、あくまでも事業者に対する協力要請であり、この規定内容だと、市長の確認を受けることが義務であるかのような誤解を受けかねないため、これが任意の協力を求めるものであることが分かるような文言に変更することが望ましい。
対応内容	要綱第4条及び第6条の規定について、次のとおり、任意の協力を求める表現に変更した。 <ul style="list-style-type: none"> ・市長の確認を受ける → 市長と協議するよう努める ・確認の申請 → 協議 ・確認申請書 → 申請書
措置時期	平成29年5月1日
所管部課	環境部環境保全課

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市感染症予防連絡会設置要綱
意見事項	構成員の明確化について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	要綱3の構成について、「連絡会の構成は、市内の医療機関、関係機関、関係団体の代表者、市職員、その他八王子市保健所長が必要と認めた者とする。」と規定している。所管課によると、「関係機関」「関係団体」「八王子市保健所長が必要と認めた者」とは、福祉関係者、教育関係者、専門家等を指すとのことであるから、その旨、例示をするなどして、少しでも明確にすべきである。
対応内容	本会議の位置付けが、感染症の発生に伴う緊急事態における臨時的なものであることを踏まえ、当該設置要綱を廃止し、新たに「八王子市感染症連絡会開催要綱」を制定した。(平成29年2月1日施行) 新たな要綱では、構成員を明確にするため、第3条において、構成員を、感染症指定医療機関の職員、感染症患者医療に関する学識経験者、感染症医療を担当する医療機関の職員、八王子市医師会員、関係市職員、その他保健所長が必要と認める者、と明記した。また、その他保健所長が必要と認める者は、感染症の種類や発生状況などの要因によって決めるため、その旨を明記した。
措置時期	平成29年2月1日
所管部課	健康部保健対策課

平成28年度

監査テーマ	要綱に定めのある業務及び関連する一連の業務執行について
監査項目	第5 保健所業務に係る要綱の定めと業務執行について
意見項目	八王子市感染症予防連絡会設置要綱
意見事項	最低開催回数の遵守について
区分	<input type="checkbox"/> 指摘 <input checked="" type="checkbox"/> 意見
意見内容 (概要)	要綱5の招集等について、連絡会は、年1回以上は開催することとされているが、実際には、1回も開催されていない年もある。要綱の記載通り、最低年1回は、連絡会を開催すべきである。もし、年1回の開催という要綱の規定が、現実合っていないならば、最低開催回数に関する要綱の規定は削除すべきである。
対応内容	本会議の位置付けが、感染症の発生に伴う緊急事態における臨時的なものであることを踏まえ、当該設置要綱を廃止し、必要に応じて臨時的に開催できる要綱として新たに「八王子市感染症連絡会開催要綱」を制定した。(平成29年2月1日施行)
措置時期	平成29年2月1日
所管部課	健康部保健対策課